

会 議 録

会議の名称		令和6年度第1回春日部市防犯のまちづくり推進協議会	
開催日時		令和6年7月2日（火）	開 会 午後3時45分
			閉 会 午後5時20分
開催場所		春日部市役所 206会議室	
議長(会長)氏名		須田 和也	
出席者	委員氏名	(出席人数：11人)	
		須田 和也、伊澤 秀雄、榎原 勝幸、佐藤 明子、	
		金重 一夫、生田 英生、竹原 聡人、竹内 和幸、	
		瀬高 武夫、藤田 亜春、梶野 稔	
	説明者 その他	(説明者：3人)	
		くらしの安全課長 熊田 知己	
		くらしの安全課 交通防犯担当主幹 加藤 孝徳	
		くらしの安全課 交通防犯担当主任 町田 淳	
		(欠席人数：0人)	
	事務局	(出席人数：5人)	
		市民生活部長	飯口 信彦
		市民生活部次長	中村 匡則
		くらしの安全課長	熊田 知己
		くらしの安全課 交通防犯担当主幹	加藤 孝徳
		くらしの安全課 交通防犯担当主任	町田 淳
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		議事（全て公開） 1 会長及び副会長の互選 2 令和5年度事業実施報告について 3 その他	
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：	
配布資料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 令和5年度事業実施結果 ・ 第3次春日部市防犯のまちづくり推進計画（概要版） 	
会議録の作成方法		<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定		議長（会長）が署名する。	

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	《出席委員の報告・会議成立の報告》
岩谷市長	《岩谷市長から委員へ委嘱状の交付》
岩谷市長	《岩谷市長挨拶》
委 員	《委員紹介》
事務局	《事務局紹介》
岩谷市長	《岩谷市長は公務のため退室》
事務局	《会長不在のため、市民生活部長を仮議長として選出》
仮議長	《仮議長就任。会議公開・傍聴人なしの報告》
仮議長	<p>本日の議題は、(1) 会長及び副会長の互選 (2) 令和5年度事業実施報告について (3) その他でございます。</p> <p>始めに、議事(1) 会長及び副会長の互選でございます。春日部市防犯のまちづくり推進条例第14条第1項で、会長及び副会長は、「委員の互選によりこれを定める」と規定されておりますので、委員の皆様方の中から互選いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>長年、会長を務めた共栄大学の須田委員を会長に、自治会連合会会長として地域をまとめている伊澤委員を副会長に推薦します。</p>
仮議長	<p>須田委員を会長、伊澤委員を副会長に推薦する意見がありました。ご異議がなければ、拍手をお願いします。</p>
委 員	《拍手多数》
仮議長	<p>拍手多数と認めます。会長は須田委員、副会長は伊澤委員に決定しました。ここで仮議長の職を解かせていただきます。</p>
須田会長・伊澤副会長	《須田会長、伊澤副会長は会長席・副会長席に移動》
須田会長	《就任挨拶》

伊澤副会長	<p>《就任挨拶》</p>
事務局	<p>春日部市防犯のまちづくり推進条例第14条第2項の規定に基づき、会議の議長は、会長が務めることとなっておりますので、須田会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。議事（2）令和5年度事業実施報告について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>《資料を基に（2）令和5年度事業実施報告について説明》</p>
議長	<p>ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、お願いします。</p>
委員	<p>闇バイト対策について質問です。市は、令和5年度において、どのような闇バイト対策に関する取組を実施しましたか。</p>
事務局	<p>資料9ページのとおり、共栄大学の協力のうえ、悪質商法・闇バイトの危険性に関する講話を学生に実施しました。また、資料24ページのとおり、帰宅する高校生等を対象に春日部駅西口で闇バイト対策キャンペーンを実施しました。さらに、広報かすかべや市公式SNS等を活用して闇バイトについて周知しました。</p>
委員	<p>埼玉県広報紙「彩の国だより」令和6年7月広報では、闇バイトが犯罪であることを強く発信しており、春日部市でも強く周知してほしいです。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
委員	<p>資料13ページの青色回転灯車による防犯パトロールについて質問です。個人所有の車両を青色回転灯車として活用することは可能でしょうか。</p>
事務局	<p>一般自動車への青色回転灯の装備は、法令で禁止されていますが、埼玉県警察本部長から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの証明を受けた団体は、自動車への青色回転灯等の装備が認められています。</p>
委員	<p>青色回転灯の装備に関する申請窓口について教えてください。</p>

委員	申請窓口は、春日部警察署生活安全課です。なお、春日部警察署を経由して、埼玉県警察本部で審査します。
委員	資料3ページの「子どもに対する声かけ事案」について質問です。「子どもに対する声かけ事案」は、登下校時の見守り活動の「おはようございます」、「いってらっしゃい」等の地域による声かけも含まれますか。
事務局	含まれません。「子どもに対する声かけ事案」は、「お菓子をあげるからこっちにおいで」等の不審者による声かけが対象です。
委員	実際に「子どもに対する声かけ事案」として、春日部警察署に通報があるのは、不審者による声かけとなり、地域による声かけが、通報されることはありません。そのため、積極的な挨拶を引き続きよろしくお願いします。
委員	実際に登下校時の見守り活動を実施しています。通学中の生徒に挨拶した場合、挨拶を返してくれるのは約半数の印象です。
委員	学校では、積極的に挨拶するように指導していますが、学校内で挨拶できる生徒も、地域の方には挨拶できないことがあります。生徒に対して、地域の防犯パトロール活動に対する周知や感謝について指導してまいりますので、引き続き登下校時の見守り活動をよろしくお願いします。 また、市には、広報かすかべ令和5年11月号で掲載した「ながら見守り活動」の周知を引き続きよろしくお願いします。
事務局	わかりました。
委員	「ながら見守り活動」についてですが、私の所属する自治会では、散歩や買い物等の時間をなるべく下校の時間に行うように周知しています。
事務局	ありがとうございます。
委員	資料22ページの防災行政無線による振り込め詐欺の注意喚起について質問です。市は、どのような基準で放送していますか。
事務局	市では、春日部警察署からの依頼に基づき、防災行政無線を放送しています。

委員	<p>防災行政無線による振り込め詐欺の注意喚起は、市民に注意を促すだけでなく、犯罪者が犯罪行為を躊躇するきっかけとなる有効な手段と認識しています。今後も効果的な活用をお願いします。</p>
委員	<p>春日部警察署には、毎日、振り込め詐欺の予兆電話の通報があります。今後も市と連携して、効果的な注意喚起になるように努めてまいります。</p>
委員	<p>振り込め詐欺の予兆電話について質問です。最近の振り込め詐欺の予兆電話の傾向や特徴について教えてください。</p>
委員	<p>以前の本市における振り込め詐欺の予兆電話は、1件目がA地区で予兆電話があれば、2件目、3件目以降もA地区に予兆電話が集中していました。しかし、最近の予兆電話は、1件目がA地区で予兆電話があっても、2件目はB地区、3件目はC地区と特定の地区に予兆電話が集中するのではなく、市内全域に予兆電話が発生しております。また、様々な犯行グループがいることから、予兆電話の種類も還付金詐欺やオレオレ詐欺等の多種多様な予兆電話が発生しています。</p>
委員	<p>新紙幣が発行されるので、新紙幣に関する振り込め詐欺対策をお願いします。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
委員	<p>振り込め詐欺被害対策の簡単なマニュアルがあるとよいと思いますが、市または警察で提供可能な資料はありますか。</p>
事務局	<p>埼玉りそな銀行と連携し、振り込め詐欺対策に関するポップを作成しました。今後、キャンペーン等で配布予定ですので、ご利用ください。</p>
委員	<p>資料4ページと15ページの自転車盗と放置自転車対策について質問です。本市の自転車盗は高止まり傾向にあります。また、自転車を放置し、撤去された人が返還手数料の支払いを免れるために、盗難届を届け出る場合があると伺いました。放置自転車の撤去は、自転車盗の件数にどのような影響があるかについて教えてください。</p>

事務局	<p>市では、犯罪を起こしにくい環境を構築するために、市内各駅周辺の放置自転車禁止区域内の放置自転車を定期的に撤去しています。撤去された自転車を返還する場合は、原則、手数料3,000円を徴収しています。しかし、撤去日の前日までに盗難届を届け出ている場合は、手数料の支払いは免除となっています。委員がお示した事例の場合は、撤去日以降に警察署へ盗難届を届け出ているため、手数料3,000円を徴収しています。また、放置自転車の撤去は、自転車盗の件数には、少なからず関係性があると推察しています。</p>
委員	<p>自転車盗についてですが、春日部警察署に盗難届を届け出ない事例もあり、刑法犯認知件数以上の自転車盗が発生していることが推測されます。このことから、自転車盗対策の強化が必要となります。</p>
委員	<p>最近の自転車盗の傾向について教えてください。</p>
委員	<p>自転車盗は、無料駐輪場で発生が多く、無施錠による被害が多い状況です。</p>
委員	<p>防犯灯及び街路灯について質問です。防犯灯と街路灯の違いについて教えてください。</p>
事務局	<p>市で設置・管理している街路灯については、夜間の交通安全を目的とし、「春日部市街路灯の設置及び管理基準」に基づいて市道に原則、電柱1本置きに設置しています。しかし、防犯灯については、市で設置していません。</p>
委員	<p>各地区で異なりますが、自治会や商店街では、街路灯を補完する目的で街路灯の設置基準外の私道等に防犯灯を設置している場合があります。</p>
委員	<p>資料14ページの防犯カメラについて質問です。市では、防犯カメラを増設する予定はありますか。</p>
事務局	<p>現在、市では街頭防犯カメラを駅周辺に42台、小学校等23校の通学路に48台、合計90台設置しています。令和6年度に通学路における街頭防犯カメラを各校1台ずつ23台増設する予定です。</p>
委員	<p>防犯カメラの録画期間について、教えてください。</p>

事務局	防犯カメラによって異なりますが、少なくとも10日間程度は録画されています。
議長	ほかにご意見、ご質問がないようですので、(2) 令和5年度事業実施報告につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。
委員	異議なし（出席委員全員）。
議長	それでは、本件につきましては、了承とさせていただきます。続きまして、議事(3)その他について、事務局より説明願います。
事務局	<p>《(3) その他として、次の3点を説明》</p> <p>①新規委員のために、令和5年度に策定した「第4次春日部市防犯のまちづくり推進計画」の概要説明</p> <p>②自転車盗対策として、サドルカバーを活用した自転車盗キャンペーンの実施予定について説明</p> <p>③次回の開催予定について説明</p>
議長	ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、お願いします。
委員	異議なし（出席委員全員）。
議長	ご意見、ご質問がないようですので、その他につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。
委員	異議なし（出席委員全員）。
議長	議事につきましては、これで終了させていただき、議長の職を解かせていただきます。議事進行にあたり、皆様のご協力ありがとうございました。それでは事務局、お願いいたします。
事務局	委員の皆様には、慎重なるご審議ありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度第1回春日部市防犯のまちづくり推進協議会を閉会させていただきます。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。 令和6年7月19日	署名者の職・氏名 春日部市防犯のまちづくり推進協議会 会長 須田 和也 (原本は自署)